

平成28年11月臨時会 総務文教常任委員会記録

平成28年11月29日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成28年11月29日（火） 5 頁

平成28年11月臨時会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	11月29日(火)	<p>開会</p> <p style="padding-left: 2em;">日程決定</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第32号、 議案甲第31号～議案甲第34号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第32号、 議案甲第31号～議案甲第34号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>附帯決議</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第32号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を 改正する条例に対する附帯決議</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p> <p>閉会</p>

11 月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[平成28年11月29日付託]

- | | | |
|---------|---|------|
| 議案乙第32号 | 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） | [可決] |
| 議案甲第31号 | 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第32号 | 鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第33号 | 鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第34号 | 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |

[平成28年11月29日 委員会議決]

2 議員提出議案

議案甲第32号鳥栖市特別職職員 of 諸給与条例の一部を改正する条例に対する
附帯決議

[可決]

[平成28年11月29日 委員会議決]

平成28年11月29日（火）

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

総務部	部長	野田	寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長		石丸	健一
総務課長補佐兼秘書係長		鹿毛	晃之
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
総務課職員係長		山本	英規
財政課	課長	姉川	勝之
契約管財課	課長	三橋	和之
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
監査委員事務局	局長	岡本	昭徳
議会議務局	局長	緒方	心一
議会議務局次長兼庶務係長		橋本	千春
議会議務局議事調査係長		横尾	光晴
企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		松雪	努
総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長		田中	秀信
まちづくり推進課長		藤川	博一
まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長		実本	和彦
情報政策課	課長	古澤	哲也

情報政策課広報統計係長	熊田吉孝
教 育 長	天野昌明
教 育 次 長	園木一博
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原 祥 雄
学 校 教 育 課 長	柴 田 昌 範
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木 村 嘉 身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中 島 達 也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊 増 秀 文
学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	有 馬 秀 雄
生涯学習課長兼図書館長	佐 藤 敦 美
生涯学習課参事	山 津 和 也
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	高 松 隆 次
生涯学習課文化財係長	久 山 高 史
生涯学習課図書係長	栗 山 英 規

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案甲第31号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第34号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

自由討議

議案審査

議案甲第31号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第34号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔総括、採決〕

附帯決議

議案甲第32号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例に対する
附帯決議

〔採決〕

6 傍聴者

3人

7 その他

なし

それでは、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案甲第31号から議案甲第34号及び議案乙第32号の5議案でございます。

総務部関係議案の審査につきましては、まず、給与関係の議案から先に審査を行いたいと思います。よろしく御了承のほどお願いをいたします。

まず、議案甲第31号、議案甲第32号及び議案甲第33号については一括して審査を行います。御了承のほどお願いをいたします。

それでは、議案甲第31号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第33号 鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、甲議案の御説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料等の資料に沿いまして御説明を申し上げます。

委員長からお話ございましたように、議案甲第31、32、33号を一括して御説明いたします。

それでは、まず議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例案について、御説明をさせていただきます。

議案説明資料1ページと条例案参考資料3ページをお願い申し上げます。

この条例は、特別職職員の給与減額と人事院勧告に伴います期末手当の増額を行うものでございます。

まず、鳥栖市長、副市長及び教育長の12月給与を減額する改正の内容といたしましては、学校給食センター災害復旧工事に伴い、市の信用失墜を招いた特別職の責任を明確にするために、12月の給与を市長は10%、副市長及び教育長は5%の減額をお願いするものでございます。

次に、8月8日に出されました人事院勧告による関係法律の改正に準じまして、鳥栖市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を引き上げるものでございます。

改正の内容といたしましては、平成28年12月の期末手当につきまして、現行の1.65月分を1.75月分に0.1月分支給月数を増額し現行の年3.15月を3.25月に改めるものでございます。

また、特別職の来年6月、12月の期末手当につきましても、今回引き上げる月数と同じ0.1月分増となるように、支給月数の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成28年12月1日といたしておりますが、来年度の期末手当分につきましては平成29年4月1日といたして、お願いしております。

次に、条例案参考資料1ページをお願いいたします。

議案甲第31号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例は、先ほど御説明申し上げました特別職職員の期末手当と同様に、支給月数を0.1月分引き上げるものでございまして、施行日につきましても同様でございます。

次に、条例案参考資料5、6ページをお願い申し上げます。

議案甲第33号 鳥栖市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例は、10月11日に出されました佐賀県人事委員会勧告等に伴いまして、市職員の給料及び期末勤勉手当等について改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず一般職の給与月額につきまして、給料表にして平均で0.06%、額にして平均237円の引き下げ——これは民間との比較でございますけれども、引き下げを行うものでございます。

次に、期末勤勉手当でございますが、平成28年12月期につきまして、期末手当に変更はございませんが、勤勉手当につきまして現行の0.8月を0.9月に0.1月分の支給月額を改めるものでございます。

また、職員の来年6月、12月の期末勤勉手当につきましても、全体で、今回引き上げた月数と同じ0.1月分増となるようにそれぞれ支給月数の改正を行うものでございます。

合わせまして、本年4月から給与改定の実施時期であります12月1日までの期間に係る、民間給与との格差相当分を12月の期末手当で減額する調整措置もとるところでございます。

このほか、来年度からの扶養手当の配偶者に係る手当額の引き下げ、子に係る手当額の引き上げ等の改正等を行うものでございます。

施行日につきましては、平成28年12月1日といたしておりますが、来年度の期末手当分、扶養手当等は平成29年4月1日施行といたしております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより、3議案一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

特別職の件について、ちょっと最初、質問します。

結果として、市長が10分の1で、あとの副市長、教育長は100分の5と。これは、こういう

ふうにした根拠というのは何かありますか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員につきましては、懲戒について基準規定が一定示されておりますけれども、特別職職員につきましては、その処分を規定する法律等はありません。

ただ、今回、条例改正による減給によって、処分と同様の効果、責任が課せられるものということで、他の案件、それから他の事例等を勘案し、特別職みずからが御判断された今回の減給内容となっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

特に規定はないと、特別職みずからが判断して、こういう処分になったということですよ。ね。

ただ、私思うんやけれども、教育委員会の3人の処分ですね。それと比較してみてどうなのかと。簡単に言ったら、軽すぎるんじゃないのかと、つり合いがとれてないんじゃないか。ちゅう、ちょっと疑問があるわけよね。それで、教育委員会の3名については、そのうちの1人は、部長待遇から次長へと、要するに分限処分。

分限処分って簡単に言ったら、あなたはその職にあたわずと。そういった処分までしたわけね。それに対して、この3人の処分というものは、ちょっとつり合いがとれてないんじゃないかという疑問があるわけね。

それで、この3人については、給食センターで勝手に、上司の指示もせんでボードを切ったとか、証拠隠滅とかそういう形にしたけれども、したけれどもね、上司にその報告もしないで。

ただ、少なくとも、8月3日には市長に対して報告をしているわけよね。8月3日の時点では。それで、仮復旧工事が再開したのは8月18日、終わったのが8月21日と聞いているわけよね。

だから、少なくとも、8月3日から18日については、ある意味では、彼の責任は彼だけの責任ではないわけね。

だから、8月3日から18日までの、要するに、何でおくれたのかということ、関係業者との協議及び今後の対応にかかわる検討に不測の時間を要したと。こういったこと言われているわけ。実際、関係業者と折衝とかしたのは、誰がしたわけですか。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩



午前10時27分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

尼寺委員の質問に対して、答弁を求めます。

野田 寿総務部長

給食センターの件で、副市長が折衝されていたかというふうなお答えについては、折衝されていた経過がございます。私もそういう報告を受けております。

尼寺省悟委員

だから、少なくとも、8月3日に、市長に対して報告した以降について先方の業者と交渉するときの実質的な責任者は市長であり、教育長であったと思うんよね。

だから、その8月3日から18日まで15日間おくれたということについての責任は教育次長やなくて、やっぱり当時の、一番の責任者は副市長であったと。そうであるとするならば、最初の工事がおくれたことの原因は、少なくとも教育委員会にあるけれども、その後のおくれたことについての責任は教育委員会だけではないと、副市長にもあると。そういう観点から見たときに、私はこの処分、みずから判断したというけれどもね、降格処分まで片方はしとって、それ特別職に降格処分があるかどうかちゅうの知らないけれども、そういった意味ではちょっとつり合いがとれてないんじゃないかちゅう疑問があるわけです。

その点はいかがですか。

野田 寿総務部長

特別職っていうのは処分ではございません。今回の工事に対するみずからの責任をあらわす形で、今回、市長、副市長のほうから減給をということで100分の10というふうな形をされています。

特別職の減給っていうのは、公務員である職員とは違って判断基準がありませんので、一概に重たいか、軽いかとは言えないところでございますけれども、今回市長のほうから、みずから100分の10ということで減給を言われましたので、そういうことで条例案として提案させていただいたところでございます。

我々のほうから何%減給というのはなかなか、提案するという、市長のほうに申し入れるということはありませんで、その辺は、今回全体のことを踏まえて100分の10という判断をされたものと思います。

尼寺省悟委員

過去において、特別職が処分を受けた事例っていうんか、これよりも重い事例っちゃうのありますか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

直近では、平成17年度でございますけれども、当時の市長は1カ月の減給、100分の30をみずから処せられていらっしゃいます。（「理由は」と呼ぶ者あり）

国民健康保険税の軽減措置運用誤りによる誤課税及び誤徴収により、当時の市長、助役、収入役。

市長が1カ月減給、100分の30。

助役が1カ月減給、100分の15。

収入役が1カ月の減給、100分の15でございます。

尼寺省悟委員

私は、もう一つわからんところがあるんやけど、よく大臣が不祥事を犯したときに任命責任ということで総理大臣が問われるわけよね。今回の場合、分限処分というか、その人が部長職にあたわずと、だからそういう人をしたという任命責任もあるだろうし。あるいは、現時点ではね、現時点では、教育次長と課長と2人置いとるね。

だから、そういう体制にしないと対応できなかったというならば、そもそも、今は2人であるけど1人にした、そういう体制をつくった、そういうふうにしたという責任も当然出てくるわけよね。

だから、それやこれや考えてみると、どうなんかという疑問は残りますね。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

これに先立って、職員の処分ございましたよね、もう一度その理由を。

処分するところは総務だよ。（「いや、教育委員会」と呼ぶ者あり）

じゃあ、わからないですかね。（「わからないわけでは」と呼ぶ者あり）

説明できる範囲で結構なんで、処分の理由、何についてというのを。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

教育委員会からの報告によりますと、江寄総務課長につきましては、認識がないまま必要

な手続を踏まない行為を了承した。それから、施工不良事案について、問題として認識しないまま対応を取った、ということでございます。

それから、原係長につきましては、認識がないまま必要な手続を踏まない行為を見過ごした。施工不良事案について、問題として認識しないまま対応を取った、です。

それと、犬塚主査につきましては、必要な手続を踏まない行為を行った。施工不良事案について、発見、認識したが上司への報告を怠った、でございます。

なお、江寄課長、原係長につきましては、監督者であり、その職責についても問題とされております。

以上でございます。

松隈清之委員

もう一度、さっきの説明の中でもありましたけど、今回、特別職の責任のとられ方の理由、言葉では信用失墜行為と説明されましたけど、具体的にどういったところに問題があったのかという、具体的な理由はどのように聞かれていますか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、職員の処分の内容を申し上げましたけれども、その行為により工事のおくれを招き、市議会の皆様、または市民の皆様に多大な御迷惑をかけた。

これは、もちろん監督責任及びその対応について全体的な考え方として、そういうものを踏まえて市に対する信用失墜を招いたということで、みずからを処するというふうにお話があっております。

以上でございます。

松隈清之委員

もちろん、みずからがされることなんで、部下の皆さん方が全部説明するのは難しいかもしれないですが、今の説明だと工事のおくれ、それに伴って皆さんに御迷惑かけた。あと、云々というのがよくわからないんですけども。

工事がおくれたことに対して、市長、特別職として責任をとられたということでいいんですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

もちろん、その分の職員の監督責任及びその後の対応について信用失墜を招いた行為となったというふうに聞いております。

その分があるというふうに聞いております。

松隈清之委員

工事のおくれ、それから、要は不適切な対応を現場でしたことに対する監督責任とその後

の対応。

その後の対応っていうと、具体的にどういうことなのか聞かれていますか。

野田 寿総務部長

市長から減給の提案された折に、具体的にこの部分、この部分、この部分ということでの、大まかには課長が言われたとおりの話であったんですけども、これについて、これについて、これについて責任を取ろうという具体的な話まではちょっとありませんでした。

松隈清之委員

もちろんね、先ほども申し上げましたけれども、特別職はみずからされることなんで、お答えできない、わからない部分もあるかもしれません。

そうすると、特別職を呼ばないかんのかと、直接聞かないかんのかっていう話なんですけれども、先ほど、尼寺委員からも御質問あってましたけど、何に対して、みずから責任をとっているのかがはっきりしないといけないと思うんですよね。

だからそれが、要は大きいのか、今回の責任のとり方が、それはみずから申し出られることなんで、それを周りが軽いと見るのか、重いと見るのかそれぞれあると思うんですよ。

ただ、どこに責任を感じて、何に対し責任をとっているのかっていうのは、明確にされないといかんと思うんですよね。

だから、そこが聞いてないんであれば、きちっと聞いて来られるのか、それこそ特別職を呼んで話を聞くのかっていうことしないと、それぞれの責任のとり方が適切かどうかっていうのが、何に責任をとっているかで僕は違うと思うんですよ。

先ほど、尼寺委員が言われたように、要は、市長はその認識がありつつ公表しなかったと、結果的にですよ。そういう意思があったかどうか別として。結果的に公表しなかったんですよ。

我々がこの件に対して、最初に教育委員会のほうから連絡があったのは、工事がおくりしていると、場合によっては——2学期の、8月25日からでしたかね——2学期のときに給食が提供できない可能性があるというのを受けたのがお盆ぐらいだったかな。

また、その1日か2日後ぐらいに、やっぱり間に合うようになりましたという説明を受けているんですよ。それはお盆ぐらいですよ。

でも、そのときには、もう既に事態は起こっているんですよ。7月25日に現場、23日にその工事の施工不良という表現が適切かどうかわからんけれどもあって、それで、25日にはそれを、もう是正措置というのか、カットし始めて、それで、それ途中で中断されてと。

その報告が先ほどの、少なくとも8月3日の時点では市長の知り得るところになっているというところを踏まえてね、その8月3日までの段階に対する、職員に対する、先ほど出た

処分。

そこまでの、そのあと工事がおくれたこと、あるいは監督責任、その後の対応っていうのは、どこまで含めてその後の対応なのかわからんけど、少なくとも、じゃ市長が知り得たあとに、なおかつ、その事実を我々に、じゃ工事がおくれているので給食が提供できない可能性があるっていうときには言っていないですよ、議会には。

それは、教育委員会からの連絡なんで、あれですけど。少なくとも、公表をしなかったっていうのは、市長が知つとるわけだから市長に責任があるという、先ほどの尼寺委員の言い方は多分適切なんですよ。

それで、そこも踏まえて、そこまで踏まえて自分の責任がこうですと言われるのか、どうなのかなんですよね。

どこに責任を感じられるのか、そこが、聞かれているのかなっていうことですよ。

野田 寿総務部長

今、松隈委員が一連の経過で言われました。

市長、副市長のほうにも、ある段階のところからは、当然、内容についてはわかっていたということで、当然、議会のほうにも速やかに報告すべきことだったということも確かにそうだと思います。

それについて、そうしていなかったということも事実としてございます。

そこまで含めての、今回の市長の処分に入っているのか。そこまで含んで、今回の処分になっているのかということですが、我々も具体的にそこまで入っているという認識があつての市長が言われてあるものかどうかというのはちょっと、なかなか言いづらいんですけども、市長がどこまでの範囲内で、今回減給といったところで言われたかというのは、ちょっとわからない部分も確かにございますが、今回、一連、全部含めて市長については責任をとるというふうなことで言われましたので、そこも含んでいるんじゃないかなと私たちは思っているんですけども、ちょっとそれが重いのか、軽いのかという問題になると、ちょっと我々も判断しにくいというところがございます。

以上でございます。

下田 寛委員

実際、金額にして幾らなのかを教えてくださいんですけど、今現状で、市長と副市長、教育長は幾らなんですかね、給料。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

減額の額につきましては、市長が9万5,600円、副市長が3万8,300円、教育長が3万1,500円の減額になります。

それぞれ10%、5%、5%でその金額になります。

下田 寛委員

それは、一旦、100分の165を175に改めた上での10分の1の減額と100分の5の減額になるわけですね。

だから、現状、法律の改正が、条例の改正がなければ幾らで、今回、この条例を改正して、100分の175に改めた上での10分の1、100分の5になるわけですね。

その差額がどうなるのかを教えてくださいたいんですが。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

特別職については、今回、期末手当の改正だけでございまして、月額について改定はございませんので、先ほど申し上げた金額、12月の給与からということでございます。

下田 寛委員

じゃあ、今、課長から教えていただいた分がそのまま減額になるということなんでしょうけれども、今議論があつたようなことも踏まえて出すタイミング、もろもろの経緯はもちろんわかつた上ではあるんですけども、これで、特別職の方々は、こういったけじめをつけたいという話なのはわかるんですが、この時期的なものとか含めて、果たしてこれが適切であつたのかっていうのを考えると、ちょっとタイミングもはっきり言っておそいと思ひますし、けじめをとると言われても、少しもやもやしたものが残るんですけど、そこに関して何かこう、今説明がありましたけれども、これ以上のものというのは、新たに説明をしてもらうようなことっていうのはもうないんですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、出た時期の問題でございますけれども、私どもにお話があつたのは、職員の処分と同時にみずからの減給についてということで方針をお話されていらっしゃいます。

ただ、結果的に条例を改正する内容でもあつたこともあつたのではないかと思いますけれども、その内容の公表が結果的におくれた形というふうになっております。

以上でございます。

下田 寛委員

ちょっと、意見というか感想というか、何かすぱっとしないですね。

これ、部長たちに言ったとしてもしょうがないことはわかるんですけども、やっぱり市の職員の方々も相当な処分を受けていらっしゃるわけで、そこを考えると、市長としてはもう一步、けじめの部分というのはあつてもよかつたんじゃないかというふうには、私、個人的には感じております。

以上です。

尼寺省悟委員

先ほど、私も言ったんですけど、軽いか、重いかっていうことの話なんですけど、過去において国保の問題で1カ月間減給になったと、それに比べると軽いわけですよね、それに比べると。

だから、教育委員会の次長に対しては分限処分と、降格という処分をしながら、自分については過去のそれよりも軽いと、今回は10分の1と。そういうふうに見ると、やっぱりどうしてもつり合いがとれているとは、片方がそれだけ処分するなら、少なくとも、みずからは過去そういうことやったと、同等のね、それ以上のことをしないと、どうも納得ができないという感じはしますね。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

松隈清之委員

確かに、重い、軽いついていうのはね、それぞれあると思います。

職員に対してというのものもあるかもしれんけれども、いや、でも僕は、やった行いに対する責任なんで、それは職員が重かったとすれば、比べて重かったすれば、職員の直接的にやった行為が重かったと思うわけですよ。

実際、確かにそうだとも思うんですよ。

ただ、やった何に対して責任をとるかっていうのは、これは、特別職はみずから申し上げることで、そこら辺をよく聞いてないちゅのは、俺はいかんと思うわけですよ。だって、この場には来てないんだもん。

もしそうであればね、この場にはいないといけないですよ、説明できる人が。だって、議案として上程してるんだから。上程して、審査してくれっていうことは、要はみずからの責任のとり方を議案として上げている以上は、それを説明できる人がいないといけない。部長が説明できないんだったら、市長、副市長、教育長呼んでこないといけない。でしょう。

だって、審査してくれっていうんだから、じゃ何の責任なんですかっていうのを答えられないといけないよね。

だから、どうされますか。

答えられないんだったら、連れて来てくださって言わないといけないんだけど。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

うのが1点。

それで、2点目に、報告がおくれたのが2点目。(発言する者あり)

野田 寿総務部長

1点目が、職員に対する監督の不行き届きということと、それに合わせまして、そのあとの対応、業者さんなりへの速やかな対応ができなかったと、工事に関しての監理が速やかにできなかったということ、おくれたということでございます。

2つ目が、市民、議会へお知らせするタイミング、報告するタイミングがおくれたということで、合わせて不信を招いたということでございます。

松隈清之委員

そうすると、大きく2点。

職員への監督不行き届きと。それで、その中に、その後の業者との対応等が速やかにできなかったところも含まれておると。そこまで含めた監督責任。

それで、その後、報告がおくれたこと、それに伴って不信を招いたことに対する責任。

大きく2点ということによろしいですね。

ということは、この監督責任の中に事故、事故というか発覚当時——これ7月23日になりますけれども——発覚当時の対応。それと、その後の業者との対応まで含めたところの監督責任。7月23日とその以降の職員の対応に対する監督責任があったということ。

それと、議会、市民に対する報告がおくれ不信を招いたっていう2点ということなんです。ということは、ちょっと戻って申しわけないんですけども、職員に対する処分っていうのは、この1の部分。

1の部分というのは、要は不適切な対応をしたと、必要な手続を踏まずに、認識がないまま進めてしまったということと、その後の業者との対応も含めて、ここの部分は、職員に対してはそこまでは処分をされているということなのかな。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

報告を受けている処分につきましては、7月23日及び7月25日の行為に対しての処分という報告を受けております。

松隈清之委員

ということは、7月23日及び25日の2日間に行った行為に対して、職員には処分をしてるということなんです。そうするとね、今回は言われたその後の対応、業者との対応っていうのも、当然、職員もおるわけやし、言われた、先ほどあったように副市長も対応している部分もある、あるいは市長が対応してあるのかもしれないけれども、ここは、じゃあ、ここの部分に、その後の対応に関しては、職員は処分の対象になってないってこと。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

懲戒処分につきましては、非違行為分の処分でございますが、7月23日と7月25日の分に関する懲戒処分と報告を受けております。

なお、分限処分につきましては、その部分もちろんですけども、その職責を十分に果たすことができないというところで、その部分以外の、その後の対応も含めた分限処分を行ったという報告を受けております。

以上でございます。

松隈清之委員

わかりました。多分そうなんだろうなと思います。

今回、明らかにされたというのは、その監督責任と報告のおくれということで、御説明としては理解をいたしました。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

小石弘和委員

処分の対象で、7月23日、7月25日の職員の監督不行き届きと、これに対しての処分というふうなことを今お聞きしたんですけど、じゃそうすると、一職員が23日、25日の行為は要するにやっているわけですよ。

じゃあ、氏名出して言いますけど、江崎次長が課長まで降格されるような理由はここには何もないわけですよ、今の説明では、ね。

ちゅうことは、次長から課長に降格させられたというようなことは、私は非常におかしいんじゃないかと。それに対して、じゃあ、そこまで認識してあるなら市長、副市長、教育長のこの減額に対しての金額が、要するに少な過ぎるんじゃないかなと思うわけですよ。1カ月でしょう。

例えば、じゃ職員が次長から課長に降格した場合、これボーナスにも響くわけですよ。ずっと響くわけですよ、ね。1カ月どころの騒ぎじゃないわけですよ。

そういうようなことを、ちょっともう一度、要するに説明をいただきたいと思います。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員おっしゃったように、分限処分の公認というのはその後の部分についても影響が確かに大きいものがございますけれども、まず、懲戒処分は、先ほど申し上げたとおり非違行為に対する処分でございます。

それで、分限処分につきましては、公務員は基本的に身分が保障をされておるんですけれ

ども、その例外として公務を行うに当たってどうかというところに着目して、部長職として不適任というような事由により分限処分、それは一連の、7月23、25日及びその後の対応等について判断がなされたものというふうに考えております。

それで、市長、副市長の減給につきましては、これについては処分の基準というのはございませんけれども、当初申し上げました他の事案、案件等を勘案し御判断されたということでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ということは、なぜ、江崎次長が分限処分を受けたのかということは、23日、25日だけではなくて、その後の対応がまずかったから彼は分限処分を受けたと。

その後の処分というのは、具体的にどういうことかということ、業者との対応が不十分だったということで、それを含めて彼は分限処分になったと、そういう理解でいいわけですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

分限処分につきましては、7月23日、25日の部分で処分を受けたということではございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

だから、その後の職責が果たせなかったと、業者との対応ができてなかったということでもって分限処分を受けたということでしょう。

あなたの言い方やったら。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

7月23日、それから7月25日、その後の対応等も踏まえて処分がなされたという報告を聞いております。

尼寺省悟委員

だから、その後の対応ちゅうのは、結果的には業者との対応ができてなかったということになるわけでしょう。

でも、業者との対応ちゅうのは誰が責任を、一番ね、そのときの責任者として対応したのは彼じゃなくて、副市長とか、そういう特別職がその後の対応の責任者として……。だって、彼は当然、自分も業者との対応をしたろうけれども、対応したことについてちゃんと上司に報告し、そして上司の指示を受けてずっと交渉したんだろうと思うしね。あるいは、副市長みずから出かけて行って——市長が行ったかどうか知りませんがね。

だから、それが分限処分に該当するならば、その上の特別職だってそれに相当するだけの

処分がね。

だって、あなたが言ったように、さっきの話、市民、議会へのおくれのタイミング、あるいは、職員の監督責任が不十分でとれてない、あるいは、業者との対応ができてないというふうに言われたけど、それが100分の10と、あるいは100分の5に対応するだけであるとするならば、あまりにも私はね、ちょっとつり合いがとれてないというふうに思わざるを得んですけど。

野田 寿総務部長

副市長とのつり合いと言われるとちょっと、特別職とのつり合いになりますんで、非常にどう言ってもいいかわからない部分がありますけれども、江寄次長については、一番、現場のほうの直接工事施工業者との、直接的な責任を持って交渉したという当事者でございます。

当然、副市長については、もう行かれてあるのも事実でございますけれども、業者と接触されたというのも事実でございますけれども、それについてもその責任をとっている形ではあります。

ただ、江寄次長については、その辺の、一番最初の、現場のほうの直接担当者のトップとしての責任というのがうまくいかなかったということで、今回分限という形でありますけれども、降任処分をさせていただいているということでございます。

松隈清之委員

今のやりとりだと、業者さんとの対応に問題があったというのか、うまくいかなかったということなのかかわからんですけど、そういったところも含めて、市長、あるいは職員の処分があったという、次長に関してはね。当時の次長に関しては、そういった対応も含めて分限処分がなされたということでもありますけれども、多分それだけじゃないんだと思うんですよ。それだけ、対業者云々ではないと思うんですよね。

だから、例えば報告がおくれたっていう部分にしても、結果的にね、報告がおくれたという説明もなされたけど、結果的におくれるって、非常に曖昧ですよ。

だって、別に報告は報告で別に、給食がおくれるかもしれないというものも電話1本ですよ。議員21人に電話するのにそんな時間かかるわけではないんで。

何でおくれたのかというのははっきりしてないんだよね。結果的におくれたとか、対応に追われてとかってあったけど。

それで、市長は8月3日の時点、少なくとも8月3日の時点では認識をしているということなんで、そっからずっと報告がなされない、でも市長、教育委員会の担当者とかはね、そういったところがあるかもしれんけど、市長は、例えばそこの問題意識があれば報告できなかったわけじゃないと思うんですよね。でも、結果的に、結果的におくれたとなっているん

だけれども、やっぱりそこは、結果的におくれたことも含めて、当時の次長には責任があったからこういう処分になっているっていうことじゃないですか、対業者だけじゃなくて。

そういうことがはっきりしないと、やっぱり重すぎると、例えばその責任に関しては先ほど言われるように、いや、それは副市長も入っとるんでしょうと。じゃあ、当時の次長だけが責任を負うのは——比べたらと言われるけど、あくまで自主的にされることだから、単純に比較はできんかもしれんけれども。

確かに、次長だけじゃなくて、副市長等もそこにかかわっているんだったら、そこに責任があるとすると副市長、あるいは市長ももっと責任があるのではなかろうかという意見が出てきても当然だと思うんですね。

ただ、そこだけじゃないんだろうなと思うんですよ。そこら辺が、僕は、聞くところによるとね、市長は8月3日にそういう認識をした時点で、もう既に公表すべきだという認識があったと。その段取りも、そういうふうに進むものだろうという認識があったと聞いてるわけですよ。これは別に、ニュースソースをどうこうするつもりはないですけど。

だから、言えばね、結果的におくれたってというのは、そこも含めて教育委員会の対応のまずさがあったということも含めて、次長に関しては若干重い処分と言われるところもあるのかなと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

本当に、市長が、いや、まだ言うなど。これは、ちょっとまだ言うなどということであればね、多分もっと重いと思うんですよ。

我々も、いや、市長が知り得て何で黙っとったんですかと。監督不行き届きとかだったらね、このぐらいでももしかしたらしようがない、だって、直接的に市長はどうこう、常に職員を見ているわけじゃないから、結果的に最終的な責任を負うのは市長なんで、監督不行き程度、程度って言ったらいかんけど、監督不行きっていうことであればね、この処分ですら全然構わないと思うんですよ。

ただ、自分が知り得て、なおかつそれを結果的におくれたという説明なのか、意図的に隠したと言われるのかわからんけれども、言わなかったことっていうのやっぱ本来重いんですよ。

だから、そこは一定そこら辺の経緯で、じゃあ、当時の次長の分限処分が、単に業者との対応のまずさだけなのかどうなのかっていうところははっきりした方がいいと思うんだけどね。

どうなんですか、実際。

野田 寿総務部長

今、松隈委員のほうからお話ございました。

内部的な報告、管理については当然していかななくてはいけないと、トップが判断するため

には正確な情報、それから、今どういうふうになっているのかということについてきちんとした報告が必要になってきます。

そういった中で、江崎次長、当初7月23日、25日の話ありますけれども、正直、それに対しての正確な、詳細な説明というか、その分も確かにございませんでした。上司である市長、副市長のほうにもございませんでしたし、そういう詳細な報告は1週間過ぎてからの報告だったと思います。

その後、市長のほうも、今回の件については——私は、詳細をちょっと聞いてないんですけども——当然公表すべきだというふうな思いは確かに市長、あったかと思えます。

ただ、そういった状況になっていないというのは、当然、教育委員会の準備のおくれもあったし、報告がきちんとなされてなかったという部分もあったかと思えます。

なぜ、市長がそういう思いであったのに公表にまで至らなかったのかというところについては、市長、副市長、教育委員会での話の中で、具体的に煮詰まらなかったのか、それとも報告がきちんとしてきてなくてそういう状況にならなかったのかという部分はありますけれども、江崎次長については、今回、業者との直接やりとりということも対応のまずさもありましたけれども、市長、副市長なり、副市長はちょっとわかりませんが、市長に対しては正確な報告がなかなかできていなかったと、正確なっていうよりも、おくれた報告になってしまっていたということがあるかと思えます。

以上でございます。

松隈清之委員

全ては、総務部長として把握してないところもあるかと思えます。

あくまで、今回これは自主的にされることなんで、これがどうなのかっていうのは市民、あるいは議会が判断する部分はあるんでしょうけれども、ただ、結果としてね、これはもう本当結果なんすけど。結果として、公表がおくれにおくれ、新聞報道が先行したというのは、やはり問題があったと思うんですよね、どういう思いがあったとしても。

だから、そこも踏まえて、御自身が出された責任のとり方がこうだと言われるなら、これはこうというふうに特別職は考えているというふうに捉えるだけの話なんですけど。

もう起こったことは、まあ、しょうがないと言ったらいかんですけど、もう取り返しがつかんわけですよ。

ですから、やはり職員の認識、例えば、自分らの判断一つが、特別職にこれだけの影響を及ぼす、あるいは、市民に対してもこんだけの不信感を招くということをはっきりさせる上でもね、トップ、あるいは特別職のみずからの処し方っていうのはあるべきではないのかなと、もちろん自分の責任も踏まえてね。

ですから、これが重いか、軽いかっちゅうのはあえて言いませんけれども、意見としては、やはり職員の軽率な行動がこれだけ市民にも不信感与え、あるいは、もう特別職に対してこれだけ影響を及ぼすんだというきちっとした認識を持たせる上でも、それなりのお考えを示されるべきではないかなと。

これは、あくまで意見です。と思います。

尼寺省悟委員

さっきの繰り返しになりますけど、先ほど、野田部長は業者との対応ができてないっっちゃうことも責任の一つだと。特別職のね、言われたわけですね。

それで、8月3日に市長に報告をして、18日に工事が再開したと、15日間、2週間余り工事がとまってたと、その責任は誰にあるわけ。

確かに、あなたは当事者と言われたけれども、当事者は交渉をして、そして交渉した内容を逐次上司に報告をして、そしてその指示をもらって動いたと。彼の裁量でね、彼が100%自分の裁量でやったわけじゃないっちゃんね。

その時点では、あくまで報告し、その指示を受けて彼は動いたんよ。その彼に、全ての責任をおっかぶせるのは、私はちょっと問題じゃなからうかと思うけど、そのおくれた責任は誰にあると思うんですか。

野田 寿総務部長

最終的な責任は市長にあると思います。

総体的に、監督不行き届きという面で、そういう部分については責任をとられております。直接、現場からの市長への報告についても、なかなか正確、いつのタイミングでどういうふうに、具体的に日時を追ってはちょっとわかりませんが、その中で市長が正確に判断できるタイミングで、きちんきちんと速やかに行われていたかという問題は確かにあったかと思えますけれども、最終的な責任は市長にあると思います。

尼寺省悟委員

それで、さっきの話になるけれども、分限処分になったのは23日、25日だけではないと。その後の対応がまずかったからと、そういうふうに言われたわけよね。

そうだとするならば、業者との対応の一番の責任は市長にあるとするならば、やはり片方が分限処分、降格としたときに、片方がね、もっとその責任をとらん人が100分の10か。過去の一番最高の1カ月に比べてみたらね、やっぱり余りにもつり合いがとれてないと言わざるを得ないですね。

いいです。

古賀和仁委員長

いたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

条例案参考資料、16ページをお願いいたします。

議案甲第34号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例は、雇用保険法改正に伴い、求職活動支援費を新設する等の改正を行うものでございます。

施行日は、法律と同じ平成29年1月1日でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

もうちょっと具体的に、何か御説明いただけんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

雇用保険の改正で、基本的に、公務員は雇用保険法の適用を受けておりませんが、早期退職をした場合、退職金が少ない場合ですね。雇用保険で認められている、この求職活動支援費を下回る退職金であった場合、そこまで支給ができるという規定になっておりまして、特に若年、入って何年で何らかの、別の理由で退職した職員とかが遠くに求職活動したりとかいうときに、その退職金がこの雇用保険の求職費より下回る場合はその差額が保障されるという制度でございまして、通常、一般的には該当になる職員は、基本的にはございません。

そういう制度でございます。

松隈清之委員

いわゆる支援費っていうのは、もし仮に、何もなければ途中で退職して仕事変わるって人、あんまりないんだろうけれども、とはいえ最近ではね、新採職員が1年でやめたりとかっていうケースも、いや、実は結構あるんですよ。

それで、そういったのが該当するかもしれないんですけど、実際この求職活動支援費というのは、どういう形で支出をされるんですかね。

これ別に、雇用保険にかかっているわけではないとするなら市費で出されるということですか。

山本英規総務課職員係長

私たち公務員につきましては、委員おっしゃるとおり雇用保険の適用除外でございますので、手続といたしまして、まず、退職した職員がハローワークで離職表をとって、その離職をもとに遠方に、先ほど課長が説明しましたように、就職に際しての面接を受ける際に、そういう一連の手続について今度、規則のほうで定めておりまして、それに基づいて市に対して請求という形で、この条例等に基づいて支出するという流れになっております。

松隈清之委員

市費でみるということですね。

この、求職活動支援費っていうのは、例えば期間、これは雇用保険法の中で期間が決められているのかどうかわかんないですけども、じゃあ、いつまで求職活動の支援費というのは支出、例えば、面接を10カ所も20カ所も受けても支援費を出していくのか。その上限が決まっって、ある程度上限になった時点で、もうここまでですよって言われるのか、わかりますか。

山本英規総務課職員係長

給付の対象となるのが、現行の規定ですと居住地から面接を受ける会社が300キロ以上離れた場合が一応支給対象となりまして、その300キロ以上の離れたところに行く場合には、その交通費と、あと宿泊費等がちょっと支給の対象となる仕組みでございます。

済みません、期間につきましてはちょっと、実際うちのほうで支給した事例等もございませんので把握しておりません。

申しわけございません。

松隈清之委員

だから、例えば鳥栖、あるいは鳥栖近郊在住の方で市役所にお勤めでしたけど、退職しますと、若い方でね。あるいは新採の方が1年、2年で退職されましたと。それで、東京で就職しようと思えば、東京に面接に行ったりするわけですよ、そうなる。

そうすると、その交通費とか、それにかかる交通、宿泊費が出されるっていうことなんですけど、例えば、さっき言ったように無制限に出すっちゃう話には恐らくならんのだろうと思うんですね。

だから、どこら辺まで期間なのか、金額なのか、上限があるのかっていうのはわからないですかね。想定してない、そもそも。

野田 寿総務部長

担当のほうで、ちょっと手元に資料がなくて十分な説明ができませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

松隈清之委員

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

委員会資料、同じく1ページをお願いいたします。

まず、議会費でございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費につきましては、合計で367万6,000円の減額補正をお願いいたしているところでございますが、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、議員21人及び議会事務局職員7人分の給与、手当の改定及び人事異動に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

2ページをお願いいたします。

次に、総務費でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は317万8,000円の減額補正をお願いしております。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、特別職2人及び総務部関係職員66人分の計68人分の給与改定と人事異動に伴います人件費の補正でございます。

このうち、職員手当のうち、超過勤務手当につきましては、熊本震災に伴う分が延べ2,000時間を超え約500万円かかっております。今後の見込みを精査しまして、今回、461万3,000円の補正をお願いするものでございます。

また、退職手当につきましても1名分の追加補正をお願い申し上げております。

次に、項4. 選挙費でございます。

目1. 選挙管理委員会費は8万6,000円の減額補正をお願いしております。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、選挙管理委員会事務局職員2名分の給与改定と人事異動に伴います人件費の補正でございます。

岡本昭徳監査委員事務局長

3ページをお願いいたします。

次に、項6. 監査委員費でございます。

目1. 監査委員費は24万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、監査委員、事務局職員3名分の給与改定と人事異動に伴います人件費の補正でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

款9. 消防費でございます。

古賀和仁委員長

再開をします。



企画政策部

議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第32号の1議案であります。

それでは、議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪 努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

若干の説明と御挨拶をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、職員の給与改定、それから人事異動に伴うものでございまして、企画政策部につきましては、人事異動のほうの影響が大きゅうございまして、結果として428万2,000円の減額ということになっております。

総合政策課の職員、それから情報政策課の統計担当職員を除く職員につきましては、総務部のほうにおいて計上されておりました、また、都市計画総務費の人件費につきましては、まちづくり推進課職員につきまして御説明をさせていただくということとさせていただいております。

それでは、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

古澤哲也情報政策課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、企画政策部関係について御説明をいたします。

お配りしております委員会資料の表紙、めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2. 総務費、項 5. 統計調査費、目 1. 統計調査総務費の節 2. 給料、節 3. 職員手当等及び節 4. 共済費につきましては、職員 2 人分の給与改定及び人事異動等に伴います減額の補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、ページの下段です。

款 8. 土木費、項 4. 都市計画費、目 1. 都市計画総務費、節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、合計 240 万 9,000 円のうち、109 万円分がまちづくり推進課職員 6 名分の給与改定及び人事異動に伴う減額補正でございます。

以上で、企画政策部関係の補正予算の御説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

それでは、今回の給与改定と人事異動に伴うってということでございますが、人事異動関係分と給与改定等について、ちょっと分けて御説明いただけますか。

古澤哲也情報政策課長

目 1 の統計調査総務費の分でございます。

まず、給料の分でございますけれども、給与改定に伴うものが 2,000 円の減、それに、人事異動等に伴うものが 165 万 5,000 円の減というようなことで、合計の 165 万 7,000 円の減額というふうになっております。

節 3 の職員手当等につきましては、給与改定に伴うものが 6 万円の増額、それに人事異動等に伴いますものが 104 万 9,000 円の減額というふうなことでございます。

それで次、節 4 の共済費でございます。

給与改定に伴うものが 1 万 1,000 円の増額。それに人事異動等に伴うものが 55 万 7,000 円の減額というふうになっております。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、目 1. 都市計画総務費分でございます。

節 2. 給料 36 万 3,000 円の減額につきましては、給与改定に伴う補正が 5,000 円、人事異動等によるものが 35 万 8,000 円です。

次の、節 3. 職員手当等 11 万 7,000 円につきましては、給与改定に伴う補正が 21 万 8,000 円

それでは、議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育次長

改めまして、こんにちは。

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

本日、御審議を賜りますのは、議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、教育委員会に係る補正予算となっております。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に準じた教育長及び職員の給与改定及び人事異動に伴います人件費の補正となっております。

内容につきましては、各担当課長より御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、議案乙第32号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ページめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費について申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、教育長、教育次長及び教育総務課職員5人、計7人分の給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目3. 学校教育課事務局費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、人事異動及び給与改定等に係る補正額です。

昨年度より、1名指導主事が減員となったため減額補正となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

それでは、ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費について申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、学校用務員3人分の給与改定等に伴う人件

費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目4．学校給食センター費、節2．給料から節4．共済費につきましては、11名分の人事異動及び給与改定等に係る補正額となっております。

育児休業中の職員が年度途中で職場復帰を想定し、当初で満額を計上しておりましたけれども、現時点で復帰をしていないため、4月から10月分を減額したことによる補正となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

項3．中学校費、目1．学校施設管理費について申し上げます。

節3．職員手当等、節4．共済費につきましては、学校用務員1人分の給与改定等に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、次のページをお願いいたします。

項4．社会教育費、目1．社会教育総務費の節2．給料から節4．共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員11名の人事異動及び給与改定等に伴う人件費の補正をお願いしているところでございます。

続いて、目3．図書館費のうち、節2．給料から節4．共済費につきましても、図書館職員5名分の人事異動及び給与改定等に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

下田 寛委員

2ページの、先ほど学校給食センターのところで説明があったところなんですが、育休職員の経費として減額されているということですが、すいません、これ何人分と言ってらっしゃったんですか。

柴田昌範学校教育課長

すいません、人数申し上げませんでしたけれども、1名分でございます。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

ということは、1名減の中でセンター自体も運営されていたということなんですかね。

柴田昌範学校教育課長

代替が入っております。正規職員のかわりが入っておりますので、その分安くなった分の減額となっております。

人は代替が入っておりますけど、賃金なので、この分は1名分の純粋な減額ということになります。4月から10月分ということです。

小石弘和委員

じゃあ、その減額した部分に対して、これ復帰がおくれているわけですか。

柴田昌範学校教育課長

復帰がおくれているというわけではなくて、予定としては、本人は年度、1年間休むというふうになっていますが、予算上は満額計上しておいて、4月から休んでいる部分について、一旦、来てない分が減額となったということで、復帰がおくれているわけではないということです。

予算上は満額を計上しておくということになっている、いつ復帰してもいいようにですね、ということで聞いております。

園木一博教育次長

補足させてもらいますけど、当初予算計上時は通常勤務するというので給与等を計上いたしております。

ただ、本人が今年度も育休を取得されるということで取得をされております。それで、最終的に11月まではもう育休で休まれてますので、その分の給与支払いは当然あっておりませんので、その分を今回減額させてもらっております。

ただ、12月以降については、復職される可能性というのもありますもんですから、その分はそのまま予算として残させていただいてます。

最終的に、今年度中育休を全部、3月まで取得されれば、決算においてその分が不用額という形になろうかと思えます。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

松隈清之委員

今の件なんですけど、育児休暇は、例えばいつからいつまで休みますっていうように、事前にいつまで取りますっていう形で取るもんなんですよね。

どうなんですかね。

園木一博教育次長

基本的には、本人さんが、例えば今年度いっぱい、あと1年育休を取得させてくださいということで、申請をされて手続をされておりますけれども、家庭の事情等も含めてになるのかと思いますけれども、予定は3月まででやったんだけど、例えば1月から復職したいというような申し出があつて復職されれば、そこは当然また通常の人件費支出が発生するというところで、既に執行が終わってる分だけを今回は、補正予算では減額させていただいているという状況です。

松隈清之委員

計上の仕方ですからね、そういうやり方もあると思うけど、予算っていうのは、基本的にほら、正確性を期してつくらなきゃいけないというふうになっているんですね。

初めからいないとわかっているのに計上するのも、計上の仕方としてはどうかと思うんですよね。

当初の予定よりも早く復職されるとすれば、もちろんその段階で補正したってね、別に構わないと思うんですよ。そのためのお金が極端に足りなくなるということは、予備費も含めてないのかなと思うんで、予算の正確性からすると、言うたら1年分、復職するかどうかかわからんまで計上するのは、考え方としてはどうかなあと。

これ、一般的にずっと今までそうしているっていうことですよ。

園木一博教育次長

この件につきましては、当初予算の編成の時期ともちょっと加味する部分があろうかと思えますけれども、通常当初予算の編成時期、最終的に1月いっぱいぐらいで最終的な予算計上額等を調整いたしますので、その段階では4月から育児休暇を取得されるのかどうかの判断がつかないということで、通常ですと、例えば前の年も育休が取られたとして、復職されるという前提で予算を編成したと。

ただ、結果的にもう1年ということで、育休を取られた結果、その分、既に今回の人件費補正にあたっては既に育休で通常給料を支払わない部分については当然不用になりますので、今回の異動に合わせて、調整としてそこで減額をさせていただく、そういう整理というふうに認識をいたしているところです。

松隈清之委員

もちろん、そのタイミングとかもあると思うんですけど、そうすると逆に補正するタイミングも、いや、わかっている、それこそ4月、3月に当初予算組んだあとでも復職する見込みがなければ減額できるし、それで、復職するときに補正組めばいいっていうことなんですよ。

は、一連の流れの中で、市長自身の責任、特別職自身の責任ね、副市長、教育長含めて。特別職自身の責任もあることを踏まえれば、今後、第三者委員会等も設置されていきますんで、そこら辺の経過も含めて、改めてその責任について、それこそ責任のとり方については、これ今回は今回として受け入れつつも、改めて考えるべきじゃないかという意見を付した上で採決をしていくべきかなあと。

だから、結果的には、私としては今回の議案についてはね、これはこれで受け入れる、賛成はするけれども、賛成するためにはそういう、もう一回再考も、今後の第三者委員会等の議論の中で出てくるもの、あるいは、市長自身の責任というのを考えるならばね。

改めてそういう、再考すべきじゃないのかなというのをつけていただいた上で採決していただければなど、個人的には思いますね。

尼寺省悟委員

まず、今回の件は、正直言ってどうしようかなと思っているんですけどね。

分限処分ということで、江寄次長を降格処分にしたと。聞くところによると、こういった事例っちゅうのは、もう、余り例がないと。例がないと。

昭和のときにあったかどうなのかっちゅうぐらい、それぐらい今度の処分は厳しいもんだというふうに市長を初め、そう思っているとすればね、それに見合うだけの処分をみずからもやっぱする必要があると。

やっぱり処分がつり合っていないと。たかだか100分の10ですね、過去最高は100分の30か。

だから、職員に対してそれだけの処分をするならば、みずからもそれに合っただけの、やっぱり処分をみずからに課せんとね、やっぱりその辺不公平になるし。とりわけ、分限処分をしたという理由が、単に23日、25日だけやなくて、その後の職責を果たせなかった。

要するに、業者との対応がね、不十分だったことも含めているんだから、あと聞いたら、その後の責任は市長にあるという言い方もされたんだからね。

そういった意味では、端的に言って軽すぎると思うけれどもね。

ただ、今後のことも考えて、彼が言った、第三者委員会ですれらの結論が出て、また改めて処分ということがあり得るとすればね、市長の責任をもっと明確にすべきだとか、何かその辺のことを一言言うとかね、そういったことがちょっと必要じゃなかろうかなっていう気はしますね。

下田 寛委員

うちも、会派でちょっと話をしてきました。

結論としては、もうこの原案どおりでいいのではないかという結論なんですけど、私も先ほど委員会の中で述べたとおり、これで本当にいいのかなと。もっと、今、尼寺議員、松隈議

員言われたとおり、もっととるべき責任というのはあるのではないかというふうには思っております。

ただ、こういった現状を踏まえた上で、特別職の3名がこういった身の処し方をしますというものが今提示されているのがこの議案なわけで、そこに関して、いや、お前ちょっと軽すぎるやろうとか。それで、こちらで修正をするというのは、また少し意味合いが違うのかなというような思いもありまして。

だから、ここで一旦の区切りをつけるという意味ではあるのでしょうけれども、やっぱりまだまだこの議論というのは収束していないわけですから、この部分で、今後もしっかりと経緯を議会としてもしっかりと見つ、今回の、これは市長の誠意として見ておかなければいけない部分なのかなというふうにも思っておって。私個人としても煮え切らない部分、正直あるんですけども、これはこれで、これが市長の思いであるという部分で受けとめておかなければいけない部分なのかなというふうには思っています。

いかがでしょうか。

小石弘和委員

私とすれば、一段階の処分というふうな段階で、一応、今回の場合はこういうふうな処分です、まずいいんじゃないかなというふうには思っております、個人的には。

だけど、これ恐らく、第三者委員会を開いて、いろいろな結果が出てきてですね、正式な結果が出てくれば、再度、やはりこの処分というようなものを考えていかざるを得ないとじゃないかなというふうな。

今までの経緯でこれだけの処分ですから、今度は、恐らく、私が聞く範囲では春休みに調査をしたいというふうなことも、結局、教育委員会としては言うてありますから。

その結果を踏まえて、やはり再度、この処分は再考したいというふうな考えを持っております。

久保山博幸委員

私も同様で、第三者委員会がこれから開かれるということで、まだ全貌が見えてない状況でこれで終わりではないと思いますんで、とりあえずの区切りとして、今回のこの議案はこれはこれで、私は一旦認めたいと思いますが、しかし、全体像が見えた段階で、またその段階で、改めて御判断はしていただきたいというふうな思いでおります。

以上です。

古賀和仁委員長

それぞれ、御意見をお聞きしましたが、今回はこれで、みずからの処分としては、これで一つの区切りとするというのが大勢なんですかね。

松隈清之委員

言葉としては、処分じゃないですね、部下に下すわけじゃないから、要は責任のとり方ですよね。

だから、当然、みずからが責任のとり方を表明しているわけですからね、先ほど、下田委員言われましたように、いや、これ軽いけん、じゃ30%にしろとかっていうのを議会側が押しつけるといのはなかなか、これはまた難しいと。現実的に難しいと思うんですよ。

ただ、これに対して、我々はそれで責任が果たされたとは思っていないという委員会、あるいは議会の意思としてはやはりきちっと表明すべきだと。一定、現段階での責任とり方としてはそれはそれで受け入れるけれども、これで責任が全て果たされたとは思っていないと。

特別委員会のこれからの議論等を踏まえて、改めて、その責任についての身の処し方については考えていただきたいということだと思うんですよ。

尼寺省悟委員

だから、結論として、自由討議をして、今、松隈議員が言ったようなことを自由討議の中でそういった、そういうふうになったというふうなことを委員長の委員長報告の中で言うてもらおうというところで。

最終的な賛成、反対はそれぞれ個人だから。それをね、ここで縛るといわけにはいかんだろうけんね。だから、自由討議の中でそういった形で大体まとまったというような報告をしてもらうということによからう。

古賀和仁委員長

皆さんの意見の中で、これについては、身の処し方としては一つの区切りではあるが、委員会としてはこれからの調査を踏まえて、また、それを踏まえたところでしっかりと責任の処し方をとっていただきたいということで、この部分を委員会の報告の中でつけるということによございますかね。

文面については、皆さんの意見（「要するに、これで、責任が果たされたいうふうには判断していないと、いうところはちょっと」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

これでね、100分の10とか、この程度、この程度はいかんけどね。

要は、これで責任が果たされたというふうには判断はしていないというのはちょっと入れてほしいいったいね。

古賀和仁委員長

今、尼寺委員からあった、責任については全て果たされたわけではないという部分も含めて、報告の中で入れていきたいと思えますけど、よろこざいますか、それで。

古賀和仁委員長

まず、議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



附帯決議

議案甲第32号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例に対する

附帯決議

古賀和仁委員長

この際申し上げます。

先ほど可決されました議案甲第32号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例に対しまして、御手元に配付してありますとおり附帯決議を付したいと思っております。

案文を読み上げさせていただきます。

議案甲第32号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例に対する附帯決議(案)。

議案甲第32号については、職員の監督責任や業者との対応について、また、市民と議会への報告のタイミングについて、そして、市民、議会への不信を招いたことについて、今回の議案のとおり、特別職が責任をとるということであります。

しかし、委員会での議論を踏まえ、特別職みずからの責任の処し方としては、不十分であるという声もありましたが、一つの区切りとして認識はいたします。

しかし、情報公開の経緯、業者との対応や職員の処分等を勘案すると、特別職の責任は重大なものであり、委員会としてはこれからの調査を踏まえた上で、必要であれば、改めて責任のとり方を検討し、特別職の責任をもっと明確にすべきと考えます。

以上、決議する。

平成28年11月29日、総務文教常任委員会。

お諮りをいたします。

古賀和仁委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



古賀和仁委員長

以上で、平成28年11月臨時会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 4 時13分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ④

